

一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟 ジュニア会員規則

(総 則)

第1条 この規則は、一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟（以下：連盟という）が実施するジュニア会員制度について定める。

(事務局)

第2条 連盟ジュニア会員（以下：会員という）に関する事務を担当する事務局は、一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟事務局（以下：事務局という）に置く

(制度の目的)

第3条 ゴルフ未経験者を含め、ジュニアを対象とした会員制度により、スポーツとしてのゴルフを通じ、ルールとエチケットを学ぶことにより、健全な人格形成と健康的な身体づくりを目標としたゴルファーの育成・教育・指導を図ることをもって目的とする。

(会員資格)

第4条 会員は、小学校入学年の4月1日から18歳を迎える年度を終える迄の男女のうち、第3条の目的に賛同する者をもって構成する。但し中学校を卒業した後は、次の2項のいずれかに該当しなければならない。

- ① 岐阜県内を住所とし、在住していること
- ② 所在地が岐阜県内の高等学校に在学していること

本条文の示す高等学校には、国立高等専門学校（高専）や各種専門学校、通信制高校も含むものとする。通信制についてのみ、岐阜県内に在住していることを会員資格の条件とする。

会員資格は、当連盟に送付された入会申込書が受理された時点で与えられ、年会費が納入されている限り退会する日までとする。

第4条の2

会員は、下記のいずれかに該当した時点で自動的に退会扱いとなる。

- ① 第4条に記載する年度が終わった時点
- ② 転居・転校・退学等により、第4条に示す会員資格を満たさなくなった時点
- ③ その他、本規則が定める所による

(事業)

第5条 第3条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 指導及び練習
- (2) ゴルフ場におけるラウンドレッスン
- (3) ルール・エチケット等の講習会
- (4) 連盟が主催・共催するジュニアゴルフスクールの開催
- (5) 連盟主催・後援競技の開催
- (6) 連盟加盟クラブで開催されるジュニア育成事業の協力
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

(指導員)

第6条 前条の事業を達成するため、連盟より指導員を派遣する。指導員は、連盟が指名する。

(運営及び管理)

第7条 運営及び管理は、連盟細則に定めるジュニア育成に関する事項を担当する会が行なう。

(入会申込手続)

第8条 入会の申込は、その親権者(父・母)又はその法定代理人が行なう。

- (1) 入会の申込は募集要項に定めた手続きにより、所定の会員申込書に記入の上、年会費を添えて事務局に申込みこと。

第8条の2 会員またはその保護者は、入会申込時に会員申込書へ記載した内容に変更があったとき、その内容を遅滞なく事務局へ報告しなければならない。

(年会費)

第9条 年会費は(一括)金1000円とする。年会費は、いかなる場合においても返金を行わない。

(年度)

第10条 ジュニア会員の年度は、4月1日より始まり、翌年の3月31日に終了する

(会員に対する待遇・特典)

第11条 会員として承認されると次の待遇・特典が受けられる。

- (1) 会員証の交付
- (2) 第5条(事業)の内、参加資格のある事業への参加
- (3) 連盟が開催・共催・後援する事業の案内

(4) 当連盟加盟倶楽部で開催するジュニア育成事業の案内

(ドレスコード)

第12条 会員は別途定める「ジュニア会員ドレスコード」を遵守しなければならない。

(懲 罰)

第13条 会員が次の各号のいずれか一つに至ったときは、事業を担当する会で諮り、その処罰を決定する。

- (1) 本規則に違反したとき。
- (2) 連盟の名誉を傷つける、または連盟および本規則第3条に違反するおそれがあるとき、または違反する行為があったとき。
- (3) 会員として公序良俗に反する行為が確認されたとき。

(補 則)

第14条 この規則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、連盟細則に定めるジュニア育成に関する事項を担当する会が決定する。

附 則

1. 平成21年 9月 1日制定施行
- 平成23年 2月 1日改正
- 平成24年 2月 3日改正
- 平成26年 3月13日改正
- 平成29年 3月15日改正